

誓 約 書

当法人は、「東京科学大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号の授与に関する規則※」（以下「規則」という。）第3条の規定に基づく「東京科学大学認定ベンチャー」称号の申請にあたり、以下のことを誓約します。

1. 本称号授与申請において提出した書類及びその内容はすべて、事実と相違ないこと。
2. 称号授与の趣旨及び規則を理解し遵守すること。
3. いかなる不正及び自らの社会的信用を失墜する行為を行わないこと。
もし当法人が不正又は自らの社会的信用を失墜する行為を行った場合には、規則第9条に基づき称号授与の取消処分を受けることに異議を唱えず、また、称号記を返付すること。

令和 年 月 日

東京科学大学長 殿

住 所

名 称

代表者

⑩

※ 「東京科学大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号の授与に関する規則」 該当条項は別紙のとおり

東京科学大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号の授与に関する規則（抜粋）

（申請資格）

第3条 称号の申請資格を有するベンチャー企業は、次の各号のいずれかに該当するもの（法人格を有するものに限る。）とする。（以下略）

（称号の取消し）

第9条 称号企業が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、審査委員会の議を経て、称号を遡って取り消すこととする。

- 一 社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、称号を保持させることが適当でないと学長が認めるとき。
- 2 前項の規定により、称号の取消しを受けた企業は、速やかに称号記を返付するものとし、当該取消しを受けた日以後、称号を授与されていた事実を事業に使用してはならない。